

『新スーパー過去問ゼミ5 民法Ⅱ』訂正表 (初版第1～4刷)

●26 ページ 実戦問題 No. 2 選択肢3の解説3行目 (初版第2刷で訂正)

誤「…所有者はAであるから、AはCに宝石の返還請求…」

正「…所有者はAであるから、AはCにカメラの返還請求…」

●75 ページ 必修問題 選択肢3の解説4行目 (初版第3刷で訂正)

誤「この場合、BCはAが相殺を援用しない間は、Aの負担部分について相殺を援用できる。」

正「この場合、BCはDが相殺を援用しない間は、Dの負担部分について相殺を援用できる。」

●89 ページ 実戦問題 No. 1の解説 1行目

誤「…成立し、債権者の同意は必要でない。」

正「…成立し、債務者の同意は必要でない。」

●117 ページ 必修問題 選択肢3の解説末尾 (初版第3刷で訂正)

「→必修問題ア」は不要なので削除。

●125 ページ 実戦問題 No. 2の解説 1行目

誤「受働債権は弁済期に達していなくても…」

正「受働債権は弁済期に達していなくても…」

●128 ページ 実戦問題 No. 3の正答番号(2か所) (初版第2刷で訂正)

誤「正答は**4**」

正「正答は**2**」

●136 ページ 実戦問題 No. 7の解説 1行目

誤「…**対等額**で相殺できる。」

正「…**対当額**で相殺できる。」

●162 ページ 必修問題エの解説 (初版第3刷で訂正)

正しくは次のようになる(赤字が正しく、消し線の箇所は削除)。

他人物売買で買主が悪意でも目的物の所有権移転ができなければ解除できる。

他人物売買において、売主は目的物の所有権を取得して買主に移転する義務を負うが、これができない場合、売主が善意(他人の所有物と知らなかった場合)であれば、買主の善意・悪意を問わず、**買主**は契約を解除できる(561条1項)。⇒「契約総論」No. 5 選択肢1

●174 ページ 実戦問題No. 4 選択肢5の解説中カコミ ②の4行目

誤「(378条, 抵当権消滅請求手続…)

正「(379条, 抵当権消滅請求手続…)

●177 ページ 必修問題イの解説

正しくは次のようになる (赤字が正しく、消し線の箇所は削除)。

期間の定めがない場合、解約申入れ後直ちに返還請求ができるわけではない。

期間の定めのない建物の賃貸借の場合、借借人側当事者からの解約申入れがなされたときは、賃借物の種類により申入れの日から3か月法定の期間を経過することによって賃貸借が終了する(617条1項2号)。直ちに終了するわけではない。

●197 ページ 実戦問題No. 9の解説3行目

誤「→No. 5ウ」

正「→No. 5イ」

●250 ページ 実戦問題No. 4 選択肢アの解説文5行目 (初版第3刷で訂正)

誤「…は、加害者に損害賠償する側が、被害者の故意・過失を…」

正「…は、加害者に損害賠償する側が、加害者の故意・過失を…」

●276 ページ 重用ポイント1 (1) ⑤の表中 (初版第2刷で訂正)

誤「・再婚禁止期間は前婚の解消または取消しの日から6か月」

正「・再婚禁止期間は前婚の解消または取消しの日から100日」

●291 ページ 実戦問題No. 8 選択肢5の解説1行目 (初版第3刷で訂正)

誤「詐欺を理由として婚姻が取り消された…」

正「詐欺を理由として離婚が取り消された…」

以上